

鳥取県告示第 443 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

監 事 生 原 恭 二 北栄町六尾407

平成18年10月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 井 中 信 一 北栄町六尾324

平成19年 4 月26日就任 任期 平成21年 4 月27日まで